

様式第2号(1)(第45条関係)

(表 面)

	第 号 年 月 日発行
	身 分 証 明 書
写 真	官職及び氏名 年 月 日生
	押出スタンプ
	上記の者は、公害健康被害の補償等に関する法律第139条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。
	都道府県知事 又は政令市長

(裏 面)

<p style="text-align: center;">公害健康被害の補償等に関する法律抜粋</p> <p>(公害医療機関に対する報告の徴収等)</p> <p>第139条 都道府県知事は、療養の給付に関し必要があると認めるときは、公害医療機関に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者に対して出頭を求め、又はその職員に、公害医療機関の施設に立ち入り、関係者に質問させ、若しくはその設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>4 公害医療機関が、第1項の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者が、同項の規定により出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該公害医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。</p>
---	--

備考 用紙の大きさはA列6番とし、中央点線の所から二つ折とすること。